

名古屋都市計画地区計画の決定 (豊明市決定)

都市計画荒井地区計画を次のように決定する。

		名 称	荒井地区計画
		位 置	豊明市沓掛町荒井、西川町島原、新田町錦、吉池の各一部
		面 積	約 4.6ha
地区計画の目標			本地区は、都市計画道路 3・3・257 瀬戸大府東海線の沿道に位置しており、主要幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地区である。また、本地区は、本市における都市構造の軸に位置するため、周辺の住環境に配慮しながら、近隣住民の日常生活を支える様々な生活利便施設の立地を誘導することを目標とする。
び 保 全 の 方 針	区 域 の 整 備 開 発 及	土地利用の方針	主要幹線道路沿道の利点を活かし、生活利便施設等の集積を図る。
		建築物等の整備の方針	周辺の住環境と調和しつつ、生活利便性の高い市街地を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. 畜舎 4. 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの